

報道機関各位

発信日	令和元年8月8日（木）	担当者名	角丸 公康
担当課	環境対策課	電話番号	85-3561

10月1日から鳥栖・三養基西部リサイクルプラザ 搬入手数料を改定します

事業内容	<p>鳥栖・三養基西部リサイクルプラザへ直接ごみを搬入する場合の手数料を10月1日（火）から次のとおり改定します。</p> <p>■改定内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>現行（9月30日まで）</th> <th>改定後（10月1日以降）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家庭系 一般廃棄物</td> <td>1回の搬入量100kgまで300円 100kgを超えて50kgごとに200円</td> <td>1回の搬入量50kgまで300円 50kgを超えて50kgごとに200円</td> </tr> <tr> <td>事業系 一般廃棄物</td> <td>1回の搬入量100kgまで1,500円 100kgを超えて50kgごとに800円</td> <td>1回の搬入量50kgまで800円 50kgを超えて50kgごとに800円</td> </tr> </tbody> </table> <p>■搬入時における注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設への搬入は、原則本人（又は同一世帯の人）のみ ・住所確認のため運転免許証等の提示をお願いしています ・スムーズな搬入処理のため、あらかじめ、粗大ごみ、金物、われもの、資源ごみなどに分別してください ・搬入できないもの、基準外のものはお持ち帰りいただく場合があります <p>※対象地域外（鳥栖市、上峰町、みやき町以外の地域）からの搬入はできません</p> <p>◎一般家庭のごみ</p> <p>【法令等により搬入できないもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン、産業廃棄物（農機具等） <p>【安全衛生上搬入できないもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プロパンボンベ等引火性のあるもの、医療廃棄物、農薬、生ごみほか <p>【その他搬入できないもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自転車・バイクの本体及びタイヤ等の部品、消火器、石・砂等、耐火金庫、直径40cm以上長さ50cm以上の木類ほか <p>◎事業所のごみ</p> <p>【搬入できないもの】…産業廃棄物、直径40cm以上長さ50cm以上の木枝</p> <p>【搬入できるもの】…紙くず、木くず、繊維くず、机・イス・文具等で家庭から出るごみと同じ量・質</p>		現行（9月30日まで）	改定後（10月1日以降）	家庭系 一般廃棄物	1回の搬入量100kgまで300円 100kgを超えて50kgごとに200円	1回の搬入量50kgまで300円 50kgを超えて50kgごとに200円	事業系 一般廃棄物	1回の搬入量100kgまで1,500円 100kgを超えて50kgごとに800円	1回の搬入量50kgまで800円 50kgを超えて50kgごとに800円
	現行（9月30日まで）	改定後（10月1日以降）								
家庭系 一般廃棄物	1回の搬入量100kgまで300円 100kgを超えて50kgごとに200円	1回の搬入量50kgまで300円 50kgを超えて50kgごとに200円								
事業系 一般廃棄物	1回の搬入量100kgまで1,500円 100kgを超えて50kgごとに800円	1回の搬入量50kgまで800円 50kgを超えて50kgごとに800円								

添付資料	
------	--

関連サイト	https://www.city.tosu.lg.jp/5908.htm
-------	---